11　福祉・介護職員等処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労選択支援事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定就労選択支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　１から10までにより算定した単位数の1000分の115に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　１から10までにより算定した単位数の1000分の119に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　１から10までにより算定した単位数の1000分の113に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　１から10までにより算定した単位数の1000分の117に相当する単位数

ホ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から10までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数

ヘ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から10までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

第12　就労移行支援

１～15の７　（略）

16　福祉・介護職員等処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労移行支援事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の115に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の119に相当する単位数）

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の119に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の123に相当する単位数）

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の113に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の117に相当する単位数

ホ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の101に相当する単位数）

11　福祉・介護職員等処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労選択支援事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定就労選択支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　１から10までにより算定した単位数の1000分の103に相当する単位数

（新設）

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　１から10までにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数

（新設）

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から10までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から10までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数

第12　就労移行支援

１～15の７　（略）

16　福祉・介護職員等処遇改善加算

注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労移行支援事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注２において同じ。）が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の103に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の107に相当する単位数）

（新設）

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数

（新設）

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の89に相当する単位数）